

議案第10号

おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町みなくる館条例（平成18年おいらせ町条例第91号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

当該施設において指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を導入するため、提案するものである。

おいらせ町みなくる館条例の一部を改正する条例

おいらせ町みなくる館条例（平成18年おいらせ町条例第91号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（利用料金）

第16条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表のとおりとする。

3 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（準用）

第17条 第13条の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合において、この条例中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。